

# 「地方公共団体財政健全化法」に基づく 健全化判断比率等について公表します

財政課 ☎2998-90300 ☎2994-0706

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づき、平成22年度決算についての健全化判断比率・資金不足比率を公表します。

## ■算定結果

平成22年度決算に基づいて算定された健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率）はいずれも早期健全化基準および財政再生基準を大幅に下回り、資金不足も生じていないため、健全な財政運営が維持されていると判断されます。

## ■財政指標の内容と対象範囲

### ①実質赤字比率

（▼印は所沢市の算定内容）  
一般会計等の実質赤字（歳入総額－歳出総額）の標準財政規模（※1）に対する比率です。

## ■算定した指標（平成22年度決算）

### （1）早期健全化・再生に関する指標

区分	所沢市の指標	早期健全化基準	財政再生基準
①実質赤字比率	-%	11.25%	20%
②連結実質赤字比率	-%	16.25%	35%
③実質公債費比率	7.4%	25%	35%
④将来負担比率	19.6%	350%	

### （2）公営企業の経営健全化に関する指標

区分	会計名	算定値
⑤資金不足比率	水道事業	-%
	病院事業	-%
	下水道特別	-%



## 健全化判断比率と対象会計

区分	一般会計		①実質赤字比率	②連結実質赤字比率	③実質公債費比率	④将来負担比率
	一般会計等 に属する特別会計	一般会計等以外 の特別会計のうち 公営企業に属する特別会計				
一般会計等	狭山ヶ丘駅東口 土地区画整理特別会計		▼	▼	▼	▼
	狭山ヶ丘 土地区画整理特別会計					
	第二上新井特定 土地区画整理特別会計					
公営事業会計	国民健康保険特別会計		▼	▼	▼	▼
	介護保険特別会計					
	老人保健特別会計					
	後期高齢者医療特別会計					
	交通災害共済特別会計					
公営企業会計	法適用企業 ・水道事業会計 ・病院事業会計		▼	▼	▼	▼
	法非適用企業 ・下水道特別会計					
一部事務組合 ・広域連合	埼玉縣市町村総合事務組合		▼	▼	▼	▼
	埼玉県後期高齢者医療広域連合					
	彩の国さいたま人づくり広域連合					
地方公社 ・第三セクター等	土地開発公社		▼	▼	▼	▼
	(財)所沢市文化振興事業団					
	(財)所沢市公共施設管理公社					
	(株)ワルツ所沢					
	(株)埼玉西部食品流通センター					
	埼玉県信用保証協会					

②連結実質赤字比率  
公営企業会計を含めたすべての会計の実質赤字等の標準財政規模に対する比率です。  
▼一般会計等および特別会計の実質赤字および公営企業会計の資金不足は、いずれも生じておらず、連結実質赤字比率は算定されなかったため「-%」と表示しています。



### ③実質公債費比率

一般会計等が負担する公営企業拠出金を合わせた公債費（※2）の標準財政規模に対する比率です。過去3年間の比率の平均値により算出します。  
▼算定結果は7.4%で、早期健全化基準（25%）と照らして問題のない値となっています。

### ④将来負担比率

一般会計等が将来負担すべき市債や債務負担行為などの実質的負債の標準財政規模に対する比率で、一般会計に加え公営企業、出資法人等を含めた実質的な負債額を把握するものです。実質的な収入の何年分に相当するかを示しています。

### ⑤資金不足比率

算定結果19.6%で、早期健全化基準（35.0%）と照らして問題のない値となっています。

### ①標準財政規模

市税や地方交付税などの一般会計等の標準的な収入のことです。

### ②公債費

道路や学校などの公共施設を作るときなどの借金（地方債）の返済のための元金および利子のことです。

## 一公共施設における節電について

東日本大震災の影響による夏期の電力供給不足に備えるため、使用電力の15%以上の削減（昨年比）を目標に節電対策に取り組んだところ、皆様のご協力により、市の公共施設全体で昨年同月比で約33.6%を削減することができました（7月分の実績）。ご協力ありがとうございました。

なお、電気事業法第27条に基づく電気の使用制限については、9月9日をもって解除されましたが、今後も引き続き節電対策へのご理解・ご協力をお願いいたします。

☎管財課 ☎2998-9053 ☎2998-9056

### ◆主な公共施設の節電実績

施設名	使用電力量 (kwh)		削減電力量 (kwh)	削減電気料金 (円)
	平成22年7月分	平成23年7月分		
市庁舎	289,867	211,378	78,489 △27.1%	513,106 △11.2%
まちづくりセンター (11施設)	253,547	183,060	70,487 △27.8%	1,056,719 △18.2%
障害者施設 (7施設) ・高齢者施設 (11施設) ・保健センター	175,919	137,870	38,049 △21.6%	614,556 △16.3%
市民体育館・北野運動場 ・市民武道館	149,350	120,892	28,458 △19.1%	231,828 △8.5%

## 迷惑です!放置自転車!!自転車駐車場を利用しましょう!

放置自転車の撤去・保管手数料が3,000円になります。

「所沢市自転車駐車場の整備及び自転車の放置の防止に関する条例」により、自転車放置禁止区域内（駅周辺）の道路・公園等に放置された自転車は撤去します。

### 【留意事項】

- ▶チェーン錠でフェンス等につなげている自転車は、チェーン錠を切断して撤去します（切断したチェーン錠の補償はしません）。
- ▶自転車が盗難にあった場合は、ただちに警察に届け出てください。市が撤去した日より前に盗難自転車と確認できる場合に限り、撤去・保管手数料を免除します。
- ▶撤去された自転車は、自転車保管場所で返還します。

返還日時 毎週日曜日と12月29日～1月3日を除く毎日（午前9時～午後5時30分）

返還時に必要なもの ▶返還通知（はがき）▶自転車のカギ▶取りに来られた方の身分証明書▶撤去・保管手数料（10月1日から3,000円）

◎自転車放置禁止区域や自転車駐車場は、市HP（「放置自転車の撤去」で検索）でご覧になれます。

☎交通安全課 ☎2998-9140

☎2998-9162



放置場所	自転車保管場所
所沢駅・新所沢駅・航空公園駅・東所沢駅・秋津駅	けやき台自転車保管場所 ☎2924-9419
西所沢駅・小手指駅・狭山ヶ丘駅・下山口駅	北野自転車保管場所 ☎2949-8652